



鳥取県公報

令和3年12月10日(金)
第9358号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (639) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (640) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (641) (〃) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (642) (障がい福祉課) 3
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (643) (企業支援課) 3
	保安林の指定予定 (2件) (644・645) (森林づくり推進課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (646) (東部農林事務所) 4
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) 5
	公の施設の指定管理者の指定 (西部総合事務所県民福祉局) 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 6

告 示

鳥取県告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウェルネス薬局皆生店	米子市皆生新田三丁目1-1	令和3年10月31日
ウェルネス薬局八屋店	倉吉市八屋195-7	令和3年12月1日

鳥取県告示第640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アロハこどもクリニック	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字北寺屋敷 549-14	令和3年9月30日

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目1-15	令和3年10月30日

鳥取県告示第641号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目 17-20	医療法人社団ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目 17-20	居宅療養管理指導	令和3年11月 30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目17-20	医療法人社団ふくい内科クリニック	米子市上福原二丁目17-20	介護予防居宅療養管理指導	令和3年11月30日

鳥取県告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神一丁目1-10	ウェルネス薬局皆生店	米子市皆生新田三丁目1-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和3年11月1日
〃	〃	ウェルネス薬局八屋店	倉吉市八屋195-7	〃	令和3年12月1日
株式会社サードライフモア	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション幸町	鳥取市幸町112	精神通院医療	〃

鳥取県告示第643号

令和3年鳥取県告示第481号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ドラッグコスモスタ日ヶ丘店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和3年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見の概要

- (1) 市道夕日ヶ丘30号線側の駐車場出入口について、交通事故防止のための安全対策を講じること。
- (2) 建設工事を行う際は、工事期間及び工事の影響が大きい日時等について近隣住民へ事前に説明を行うこと。

2 縦覧に供する期間

令和3年12月10日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課

鳥取県告示第644号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町清徳字中河原平226、字上河原平238

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第645号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町福長字久谷山461、462

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第646号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年12月10日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町八束水字村屋敷2316

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和3年12月10日から令和4年2月10日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和4年2月10日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
広島市南区段原南一丁目3-52
- 2 大規模店舗の名称
(仮称) ザ・ビッグ米子淀江店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
米子市淀江町中間1091-1ほか
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
4,463平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和4年4月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立大山駐車場	一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄 西伯郡大山町大山45-5	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年12月10日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。(定員15人)

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和4年1月14日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和3年12月10日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年1月11日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和4年1月18日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年1月25日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。